

徳島県告示第十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、指定介護機関として、次のとおり指定した。
令和元年五月九日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	事業の種類	指定年月日
社会福祉法人丹生谷会	那賀郡那賀町延野字大原四〇一	水の花荘短期入所生活介護事業所	那賀郡那賀町延野字大原四〇一	介護予防短期入所生活介護	平成三十年四月一日